

農地所有適格法人の活動報告書について

1、農業生産法人（旧名称）から農地所有適格法人（新名称）へ呼称変更の理由

農地を所有できる法人について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から要件を見直すとともに、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、農地法上の法人の呼称を変更。

	旧名称	新名称
名称	農業生産法人	農地所有適格法人
法人形態	株式会社（非公開会社に限る）持分会社または農事組合法人	株式会社（非公開会社に限る）持分会社または農事組合法人
事業要件	売上高の過半が農業（販売・加工を含む）	売上高の過半が農業（販売・加工を含む）
構成員	株主・社員・組合員	株主・社員・組合員
議決権要件 ※農業関係者	常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の3/4以上	常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の1/2超
議決権要件 ※農業関係者以外	・保有できる議決権は、総議決権の1/4以下 ・法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定	保有できる議決権は、総議決権の1/2未満
役員要件 ※役員	取締役、業務執行社員、理事	取締役、業務執行社員、理事
役員要件	・役員の過半が農業（販売・加工等含む）常時従事者（原則年間150日以上） ・更にもその常時従事者である役員の過半が農作業に従事（原則年間60日以上）	・役員の過半が農業（販売・加工等含む）常時従事者（原則年間150日以上） ・役員又は重要な使用人（農場長等）のうち1人以上の者が農作業に従事（原則年間60日以上）

2、活動報告について法的根拠

農地法第6条第1項の規定

(農地所有適格法人の報告等)

第六条 農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地(その法人が第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地(同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものを除く。)をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合(農地所有適格法人が合併によって解散し、又は分割をした場合において、当該合併によって設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によって当該農地若しくは採草放牧地について同項本文に掲げる権利を継承した法人が農地所有適格法人でない場合を含む。次条第一項において同じ。)におけるその法人及びその一般継承人についても、同様とする。

※これにより、農地所有適格法人は毎事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会へ報告しなければならない。

提出書類

- ・農地所有適格法人報告書※様式例第5号の1

添付書類

- ・定款の写し
- ・株式名簿の写しまたは、組合名簿の写し
- ・その他参考となる書類(決算書の写し等)